

「東京都新しい公共支援事業」運営委員会（第2回）議事録

平成23年7月14日  
東京都庁第1庁舎特別B会議室

和田会長

皆様、こんばんわ。

早速、お手元の次第に従いまして、本日の議事に入りたいと思いますが、その前に、事務局より定足数についてご報告をお願いいたします。

事務局

本日は、武市委員が所要により欠席となっておりますが、10名の委員が御参加されていますので、定足数に達しています。

和田会長

それでは、報告事項について、事務局より一括して説明して下さい。

事務局

はい、御報告いたします。

（報告資料の説明）

和田会長

何か、今の報告内容について御質問等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。無いようでしたら、議事に入りたいと思います。

本日、提案されている3件の審議事項について、それぞれ密接に関係いたしますので、まとめて事務局より報告していただきたいと思います。

事務局

はい。それでは、御説明いたします。

（委員会資料1から3までを一括して読み上げて説明を行う。）

和田会長

ただ今、事務局より、まとめて説明がありましたが、審議については、二つに分けて議論を行いたいと思います。まず、基本方針と事業計画について議論を行いまして、その後にモデル事業の選定の考え方と採点基準について議論したいと思います。

よろしいでしょうか？

それでは、まず、基本方針と基本計画について御意見または御質問はございますか。

高宮委員

それでは、基本的な内容の確認として、基本方針に記載されている事項についてお尋ねいたします。これまでの取組の成果としてNPOとの協働についての記載がありますが、その具体的な取組の内容について、もう少し詳しく説明してください。単に、件数が増えているから着実にNPOとの連携が図られているかというところと少し違う気がします。具体的な内容についても紹介をいただきたいと思います。続いて、人材育成についても、これまでも取り組んでいるとの説明ですが、具体的にどのような取組なのかを説明して下さい。

事務局

NPOとの協働につきましては、毎年、着実に実績が増えていきます。その内訳については、毎年度、当課において分野毎にカテゴリを設定して調査を行っており、これら全ての分野で着実に件数が増加しています。人材育成の具体的な取組内容については、新たにNPO法人の設立を希望する方や、現在、NPOにおいて従事している方を対象として、法人運営の知識等を習得していただくための連続の講座等を実施しています。具体的には、経理に関することや法務に関することなどを行っております。しかしながら、これらの研修が系統的な構成になっているかというところと、十分ではないと認識をいたしまして、改善すべき課題であると考えています。そのため、今回、基盤整備事業において、この点について改善したく人材育成についての事項を提案させていただいております。

高宮委員

今の説明で概要は分かりましたが、もう少し、具体的にどのような内容で行政との協働が行われているのか、その実績を御照会いただけないでしょうか？

人材育成についても具体的な実績値を把握していれば、報告して下さい。

事務局

具体的な協働事業につきましては、机上に配布しています基礎資料にその取組内容を紹介しておりますので、御参照下さい。また、人材育成の実績等につきましては、次回の委員会に調査した結果を報告いたします。

和田会長

他に御意見はありませんか？

白井委員

私は、先ほど、自己紹介させていただいた訳ですが、その際に、町内会や自治会もしくは商店街とのお付き合いが多くありますので、それらの認識の下、述べさせていただきます。地域の課題、例えば、防犯、防災、児童・生徒の見守り活動などは、町内会等に代表される非営利組織が中心となっており、地域の課題を解決すべき主体となり得ると思っております。したがって、基本方針に記述されている内容を拝見いたしますと、NPOの現状に関する記述が多く占められております。しかし、課題ではNPOを含めた町内会等との課題が記述されておりますので、もう少し、町内会等を含めた幅広い地域の課題の

現状認識にしても良いのではないのでしょうか。

和田会長

この辺りは、他の委員にも御意見を伺ってみたいと思います。

白井委員

もう少し、補足させていただきたいと思います。江戸川区では、小学生等がイエローパトロール隊というものを組織して地域の防犯意識の向上に寄与しています。この取組は、警視総監庁賞もいただいている取組でありまして、このようなNPO以外の活動についても地域課題の解決となり得ているという現状を認識した上で、議論する必要があると私は考えております。

つまり、モデル事業等においては、マルチステークスホルダーとして幅広い団体の参加を呼びかけており、町内会や自治会等も対象としています。しかし、基盤整備事業ではNPOが中心である内容になっておりますので、この辺りを、もう少し整理する必要があるのではないのでしょうか。今回の事業の目的は、NPO等の支援が中心であり、町内会や自治会の役割がはっきりとしないような気がします。

ただし、東京都新しい公共支援事業の主体的な取組の中心がNPOであるとするならば、その必要は無いかもしれません。

飯塚委員

私の方から御説明させていただきます。

内閣府が作成しましたガイドラインにも示されているとおり、この事業は、町内会等を含めたNPO等が主体として位置づけられています。NPO等の定義につきましても、いわゆる非営利活動法人等としており、場合によっては民間企業の参画も認め、多くの団体の参加を呼びかけております。しかしながら、ガイドラインが示します一つ一つの事業の取組内容を見ると、明らかにNPOを主体的な対象とした内容となっています。つまり、内閣府のガイドラインを見る限りにおいては、この助成事業の主たる目的の一つにNPO法人の育成があるものと理解しているところです。

一方において、モデル事業についての取組にマルチステークスホルダーを義務づけている主旨として、行政側にも、この施策のパートナーとなり、これまでの施策の進め方を見直すことが期待されているものと理解しています。これまでの地域の課題において、自治会や町内会といった組織・団体との協働により取り組まれてきた事業は数多くあります。我々の組織でも「地域の底力」の助成等を行っております。今回の事業は、さらに、NPO等の非営利組織を加えることにより、地域の課題解決に向けた手段が、より多く選択することができるようにするものであり、これまで協力いただいた町内会や商店街等も含めて御参加いただく事業であると認識しています。

白井委員

そうしますと、国の考え方の基本に、「新しい公共」とは、NPOを中心とした取組みで行うという意向があり、今回の助成事業は、そのための支援であるという認識で良いの

でしょうか。

飯塚委員

確かに、国のガイドラインや審議会等における基本的な考え方としては、そのような認識で良いのではないかと思います。ただし、NPOが中心的な位置を占めることは事実ですが、多様な組織により取組むべき事業であることも重要であると認識しています。

和田会長

今の点については、山崎先生はどのようにお考えですか？

山崎委員

地域の課題については、今、お話がございましたように、NPO等が中心となっている事業と町会・自治会等が中心となっている事業があります。この2つは、それぞれが互いに成果を上げているものと思います。例えば、町会・自治会の活動では、東京の東部の区ほど、活発であります。墨田区などでは、NPOも地域のお祭り等に参加をして、町会・自治会と一緒に活動しています。でも、港区などでは、町会・自治会自体をマンションの開発事業者が組織するなどしなければ、中々、活動のない地域もあります。つまり、東京都いう地域においても、それぞれの地域の諸課題を解決する主体には、様々な形態があるのではないかと考えます。むしろ、個々に活動している個別の団体のみの活動には限界がありますので行政のパートナーとなって、これらの団体が繋がり合う仕組みづくりが大事になってきているのではないかと考えています。

また、個々の団体のあり方についても、色々な課題が出てきていると思います。例えば、自治会には加入するけど、自治会の連合会には加入しない例やマンションの管理組合には、参加するが自治会には加入しないなど、組織のあり方も多様な住民のニーズの変化に対応することが求められているのではないかと思います。

今、考えなければならぬのは、このような多様な住民のニーズに、行政、NPO、地縁組織等がどのように協働していくべきかを考えることが大事であると思います。「新しい公共」の基盤整備事業はNPOを対象とする支援ですが、モデル事業と同様に、それぞれ地域の特性を生かし、みんなで知恵を出し合ってゆくべきなのではないでしょうか。

和田会長

白井委員からの発言は、これからモデル事業を考えていく上で非常に大事な点の御発言であると思います。このモデル事業のベースにある考え方としては、行政のパートナーとなりうるに足りるNPO等を育成すべきとの考えがあるのかと思いますが、NPOだけに、そのことを期待しているのかという点、必ずしもそうではなく、ガイドラインにも書かれているように、マルチステークホルダーで構成するように、多様な担い手が参加することを義務付けています。それぞれの特性等を生かした取組が期待されているものと思っています。他に御意見はありませんか。

治田委員

現在、どこの自治体でも起きていることではないかと思っていることですが、地域の諸課題の解決にはNPOだけではなく、様々な主体が出てきていると思います。ただ、この事務局の表現では、NPOしか参加できないのではないかと思われる可能性がありますので、都が告知をする時には、この点を配慮して欲しいと思います。

和田会長

今の御意見を具体的にするとした場合には、どのようにすれば良いのでしょうか。

治田委員

「NPO」という限定的な表現ではなく、「NPO等」というようにして、広義の意味で用いることが大事だと思います。例えば、最近では営利を目的としない株式会社という組織も活動していたりしますので、このような組織も対象とすることができるというようにしていただければ、関心の高い組織等は参加を検討することができると思います。

和田会長

具体的に今の御意見の御指摘は、基本方針に書かれている「豊かな公」として、東京都がこれまで取り組んできたことは、NPOという狭い範囲での取組ではないので、その延長線上にある事業であるならば、その点を、もっとアピールしても良いのではないかと考えているのでしょうか。

治田委員

そうですね。基本方針には、事業報告の提出を行っていないNPO等の記述がありますが、一般の人が、「都におけるNPO等は、このような団体が多いのか」と思うのではないかと危惧します。

和田会長

事務局から説明がありますか。

事務局

今、御指摘のありましたように公募する際には、NPOだけを対象としない旨が、はっきりと分かるようにして参ります。確かに、基本方針の各章において、「NPO等」という表現や「NPO」という表現になっている箇所がありますが、それぞれの使い分けを明確に整理したいと思います。

和田会長

この事業計画では、基盤整備事業では主にNPOを対象とした支援を行い、モデル事業では、NPO等として幅広い対象としているという理解ではないかと思えます。

恒益委員

NPOに対する認識は、今、皆様の御意見のとおりであると思います。私なりの考えを

申しますと、NPOと行政との関わりは、町会・自治会との関わりに比べると、まだ歴史は浅い関係です。町会・自治会は、これまでも様々な課題で行政との協働に取り組んできました。しかし、NPOは、それぞれの専門分野があって、これらの課題に協働で取り組むことは、行政側としても一歩、引いていたところがあります。それは、行政もNPOを十分に理解していない状況があり、NPO側も行政とのパートナーになりうる実力を十分に持っていないためだと思います。

今回の基盤整備事業は、そういう意味では、主にNPOをサービスの対象としていることから、NPO全体の底上げを期待しているのではないかと思います。モデル事業では、NPO以外も参加できるわけですが、NPO以外の主体は、民間企業だったり、公益法人だったり、学校法人も含まれるようですが、既に十分な実績を持っている組織・団体なのではないでしょうか。つまり、NPOの全体的な底上げを、基盤整備事業で行い、行政を含めた様々主体との協働をモデル事業で試みようとしているのが、今回の事業計画ではないかと思います。

和田会長

ありがとうございました。前回は話がありましたが、NPOも色々な特色を持って創造的な活動している団体も数多くあり、行政もこれらのNPOとの協働を模索している状況ではないかと思います。モデル事業を通じて、そういうところの距離を縮めていこうとしているのではないのでしょうか。他に御意見はありませんか。

白井委員

もう一点申し上げます。皆様の御意見を聴いて、十分に理解できましたが、一つ気になる点を申し上げますと、NPO同士の連携や人的な交流は、今回の支援事業で可能であると思いますが、NPOと他の主体、特に町会・自治会等との交流も大事なのではないかと考えています。最近では、町会・自治会も課題解決型の組織に変わっています。その点にも配慮した表現を基本方針に盛り込んでもらいたいと思います。

和田会長

今の御意見は、具体的には基本方針の5ページの中で、NPO同士の連携や町会・自治会等を含めた人的交流などについての記述を加えてはという意見でしたが、御意見はありますか。

飯塚委員

モデル事業では、NPOとの連携というものはガイドラインにも示されているところであり、異論はないと思いますが、基盤整備事業において、NPO以外との連携を含めると対象が広くなり、事業の効果が低くなるのではないかと考えますので、その点は、明確に区分する必要があると思います。

和田会長

飯塚委員の御説明に、意見はありませんか。無いようでしたら、この点は、原案のとおり

りで御理解いただきたいと思います。他に、御意見はありませんか。

高宮委員

方向性の確認をしたいと思います。行政とNPOとの関係では、二つの方向性があると思います。一つは、行政の施策の目的をNPOとの協働により達成しようとする方向性です。先程からの議論では、主にこのような考え方にに基づき議論されていたのではないかと思います。しかし、もう一つの方向性がある、それは、それぞれの地域で様々な活動を行っていたNPOの活動をさらに発展させることにより、結果として地域の課題を解決しようとする方向性ではないか思います。モデル事業では、むしろ、後者の方に力点が置くように国のガイドラインは示しているのではないのでしょうか。私は、NPOがそれぞれのミッションをより高めることにより、行政との協働と地域の課題解決があるものと思います。

和田会長

今の御発言について、御意見はありませんか。

治田委員

私は、両方が他仕様となるべきだと思います。行政が主体となっていく協働の事業は多数ありますし、NPOの自立を求められても、まだまだ、寄付も集まらず、財政的な基盤が確立されていない状況です。したがって、NPOの自立・自活を促しながら、行政が支援を行うものと思います。

和田会長

さらに、御意見はありませんか。

飯塚委員

基本的には、分かれている議論ではないと思います。一般的には、今回のこの支援事業の特徴として、イニシャル費用が中心と思われがちではないかと思いますが、実は基盤整備事業等を通じて、NPOの自立・自活を支援していく内容になっています。今までの助成金では、ランニングコストが財政に負担となることがありましたが、このモデル事業では、期限を設けることにより、継続し着実に地域の取組に寄与するようなモデルを選定することが重要なのではないかと思います。

治田委員

これまでも国の助成事業は、多々ありましたが、一時的な支援を行って、後は独自の努力で継続することが求められることもありました。一時的な支援で終わると、NPOが事業を継続することは、中々、困難です。そのため、この支援事業が終了しても、行政から何らかの支援を行っていただき、事業を継続させることが、NPOにとってだけではなく行政にも有益であると思いますので、そのようになることを希望いたします。ただし、全ての事業を、単に継続するのではなく、事業結果の検証が重要ではないかと思います。コ

ストの面、効果の面、様々な視点で検証を行うことにより、継続すべき事業なのか、そうでないのかも、助成が終了した時点で確認し、継続的な支援を実施すべきかを判断する必要があります。と思います。

#### 飯塚委員

治田委員の述べられたことは、この支援事業でも大変重要となっていることでして、助成終了後には、その成果を検証することになっています。前回は説明させて頂きましたが、事業企画において設定した成果目標が、どの程度、達成されたのかを検証することが義務付けられています。

#### 恒益委員

私も、継続性は大変大事だと思います。例えば、人材育成でいえば、単に人材育成の事業を行っただけではダメで、育成した人材をネットワーク化し、更に、活用して、初めて事業の成果が実を結ぶものと思っています。

#### 山崎委員

私も、この事業で留意すべきことは、2年間という時限の事業であるという点だと思います。つまり、2年間で何を優先的に実施すべきなのか見極めることが大事です。特に、最近のNPOとしては、財務力の強化が重要なテーマの一つであります。具体的な所見は若林委員に譲りますが、それ以外にも、組織の体力であったり、先ほどの人材の育成であったり、企画力の向上であったり、また、今度の法改正に即した対応なども大事なことであると思います。全体的なNPOの底上げにつながる事業とすることが大切です。

#### 和田会長

ありがとうございます。そういう点では、みなさんの御指摘のとおり、今回の支援事業は、基盤整備事業とモデル事業が両輪の如く、上手に推進されていく必要があると考えます。更に、前回は御意見がありましたが、継続性が大変重要であるとの認識は、各委員として共通して強調されていることと思います。この点について、もう少し御意見がありましたらお願いします。

#### 若林委員

先ほどの山崎委員の御発言に関連しまして、申し上げたいと思います。阪神淡路大震災の時にNPOや非営利の団体が活躍し、その活躍がNPOについての法整備につながり、平成10年に施行されました。そして、現在、この法律が一つの節目を迎えていると思います。社会のあり方が21世紀型に変化していく中で、それに対応した制度へと変更しなければならず、制度の見直しと同時に税制の見直しも行われています。それは、この基本方針に書かれている、事業報告の督促を行っている2割のNPOも対象となります。これらのNPOを含め、ほとんどの、NPOが「認定」という税制の優遇等を受けられる組織・団体に移行することは、比較的容易にできるようになります。それだけに、NPOにも、この基盤整備事業等を通して、是非、寄付の意義や税優遇の意味について、十分に理解し



ていただきたいと思います。特に寄付文化の醸成には、寄付をする側の意識も大切ですが、寄付をされる側も、納税との観点を十分に理解しなければならないと思います。

和田会長

他に御意見はありませんか。

恒益委員

具体的な内容について、御質問させていただきたいと思います。モデル事業については、この委員会において審議するものと理解しましたが、基盤整備事業については、民間のコンサル等への委託事業ということになるのでしょうか。

和田会長

事務局より回答をお願いします。

事務局

委員会資料2を御覧いただきながら、説明させていただきます。基盤整備事業は、3つの内容に分かれています。一つ目は、研修・相談・専門家の派遣事業を一つのパッケージとして実施するもので、民間の事業者より、その具体的な実施方法についてはプロポーザルを受けたいと思っています。国のガイドラインにおいても、なるべく企画提案方式の採用を促しているところであります。なお、その際の審査については、当委員会にて御審議頂く予定です。2番目の法改正等に伴う事業については、都において関連する経費については、直接、執行して事業を実施する予定です。内容としては、円滑な法改正の対応に必要な経費が中心となる予定です。3点目の人材育成事業については、現行、このような取組を行っている中間支援組織に対して委託を行う予定です。

恒益委員

更なる意見を述べさせていただきます。研修や相談事業では、ステップ毎に対象の絞り込みを行う内容となっていますが、その点については、具体的な基準で、しっかりと、判断されることを望みます。更に、人材育成においては、一つの分野に留まらず、町内会や自治会などとの連携も可能な人材の育成という視点も持っていただき、専門的な面に加え、他の組織との連携という面のスキルについても検討をお願いしたいと思います。一つの地域課題に対応するだけでなく、俯瞰的な視点で課題に取り組むことができる人材の育成も必要だと思います。

和田会長

大変重要な、御意見であったと思います。他に如何でしょうか。

高宮委員

NPO等で大事なものは、組織を活性化したり、コーディネートをしたりする人材が必要とされているのではないかと考えています。そのような中、限られた予算で、どれだけ具

体的に、育成するのかわかりませんが、是非、座学だけではなく、具体的に実力が身につく研修内容を選択して欲しいと思います。そのように、実施していただけるものと思いますが、念のため申し上げておきます。

和田会長

私も、そのように思います。

そうしましたら、先程、一部に御意見がありましたが、その点の取り扱いは、事務局から説明して下さい。

事務局

先ほどの、文言等の整理につきましては、事務局側で整理致しまして和田会長と協議させていただきたいと思います。

和田会長

それでは、今の事務局の提案を含めて、基本方針案と事業計画については承認したいと思いますが、如何でしょうか。

各委員

異議なし。

和田会長

ありがとうございます。それでは、次の採点に関する審議事項に入りたいと思います。

これについて、御意見等がありましたらお願いします。選定の考え方について、まず意見がありますでしょうか？

治田委員

直接、選定の考え方についての確認ではないのですが、これは、書類審査のみでしょうか？

事務局

基本的には、書類審査と考えていますが、そのことも含めて、この場において御審議いただければと考えています。

治田委員

私の考えとしては、書類審査だけでは、本質的な見極めは難しいのではないかと思います。もう一つ、確認したいのですが、この選定基準は、基盤整備事業にも適用するものでしょうか？

事務局

この選定の考え方は、モデル事業の選定の場合に適用されるものと考えています。

治田委員

ということは、基盤整備事業は、都で事業決定するのでしょうか？

事務局

基盤整備事業の選定の考え方等については、改めて、お示しする予定です。

治田委員

分かりました。話を元に戻しますが、私は、モデル事業についても、プレゼン等のやり方も検討してみてもいいと思いますが如何でしょうか？

和田会長

全ての事業に、プレゼンが必要だという意味でしょうか？

治田委員

二段階選抜等の手法もあると思います。私は、やはり、直接、ご担当者から話を聞くことが大事なのではないかと思っておりますので、そのような機会を設けることが必要ではないか思います。

白井委員

私は、行政側として申し上げますと、この取組には、NPOだけではなく、行政もNPOやその他の非営利組織の相手方となって申請する仕組みになっていることに着目しています。つまり、今回の事業は、単にNPO等だけでは申請ができないわけではなく、NPOや非営利団体から企画提案を受けた行政は、十分に検討し組織の中で、意思決定されるものと考えます。その意思決定については、どのように確認をされるのでしょうか。引き続き、質問ですが、NPO等が協働を希望して行政側に提案を行う時のルールというのは、あるのでしょうか。

飯塚委員

基本的には、モデル事業は、行政との協働が既に確立されていることが前提の条件となっています。

和田会長

もう一つの観点としては、この助成金については、会計の処理の方法についても、十分に理解されている必要があると思います。

治田委員

NPO等の立場で意見を申し上げますと、行政との協働を前提条件とされることは、使いづらい助成事業であると思いますが、そのこと自体が目的である。つまり、行政との協働自体が今回の助成の目的であるもと思っておりますので、仕方のないことだと思っております。気にな

ることが一つあります。行政の担当者としては、その企画について十分に理解しているが、審査を行う上で、この企画が当該自治体において、どのくらいの位置を占めるものなのか例えば、中長期計画に関連する事業なのか等が分かるように申請書類に工夫をしていただきたいと思います。

#### 恒益委員

今の御意見と似た趣旨になりますが、国の助成金については、突如として行われることが多く、区市町村に通知された時点では、十分な検討期間がないということが多々あります。

おそらく、今回も同様の感じがいたします。そのため、全く新規の事業を初めから組み立てるとなると時間は無いため、それほど提案されないのではないのでしょうか。したがって、既存の事業でも、予算措置が不十分で断念していた事業や、前々から実施を提案していたが時期尚早という理由で断念していた事業についても、新しくはないかもしれませんが、その地域にとって新しい事業であるならば、是非、事業の対象としていただくようお願いしたいと思います。治田委員の御発言のとおり、行政にとっても中長期計画等に関連する事業であるとの説明資料が添付されていたとしたら、継続性がある程度、担保されているものと考えますので、できる限り取り上げていただきたいと思います。

#### 和田会長

今年は、福祉の分野でも各自治体は、中期計画を見直すことになっていると思います。今の御発言のとおり、行政計画に位置づけられているということは、今後もその事業について、継続することの意思の表れであるので、大変、分かりやすいと思います。

#### 山崎委員

モデル事業の提案には、いくつかのパターンがあると思います。行政がずっと認識していた課題をNPO等と協働により取組もうとするパターンと会長が御説明されたとおり、新たな課題として自治体等の計画に位置づけられ、その協働の相手にNPO等を選択する場合とがあると思います。確かに福祉における課題は複雑になってきており、行政側だけで解決することはできないことは周知の事実です。それだからこそ、行政側もNPO等からの企画の提案を受け身で待つのではなく、積極的にパートナーを見つけ出し、モデル事業として提案することも必要なのではないかと思います。しかし、自治体の内部においては、調整作業に多くの時間が必要となることも分かります。関係機関との調整に必要な時間というのは、一般的にどのくらい必要となるものなのでしょうか。また、既に、モデル事業についての問い合わせ等はあるのでしょうか。

#### 事務局

各自治体への説明については、今年度のはじめに実施し、適宜、情報提供を行って参りました。先ほどの出前説明会の実施においても、数多く御参加いただき、質問も多く寄せられていますので、多くの団体が関心を示しているものと思います。また、今後も適切に情報提供をして参ります。

和田会長

次に、採点の基準についても御意見を申し上げます。

土淵委員

私は、このモデル事業にいくつエントリーしてくるのか、全く、予想ができません。しかしながら、プレゼンテーションを行うことは、現実的に時間の制約があるのではないかと思います。また、プレゼンテーションによる選定は、そのアピールの仕方や出来によって大きく左右されるのではないかと思いますので、事業の本質や実態を見極めることは大変難しいのではないのでしょうか。ただし、このような重要な審査を実施しなければならないことを考えた場合に、基本は書類審査とし、必要に応じてプレゼンテーションを実施することとしても良いのではないかと思います。

和田会長

この件は、先程、ご提案された件ですが、今までの話を聞いた中では、自治体が深く関与して申請がなされることを前提にした場合、非現実的な事例はあまりでないと予測されること、また、申請書類もしっかりしているのではないかと思います。審査の過程において何か不明な点は、事務局を通じての質問を行うこととしても良いのではないのでしょうか。

今回の事業で大変興味深いのは、評価についてもこの委員会で実施することになっていますので、その際には、選定されたモデル事業について内容を確認しなくてはならず、具体的に来ていただいて、事業の説明を行っていただく場合も出てくると思います。そして、説明の内容によっては、委員会として、もっと効果の高い方法や効率的な方法がある場合には、助言ができるのではないのでしょうか。

山崎委員

私も、和田会長の御意見に賛成いたします。必要に応じて委員会としても質問したり意見が出せることとしても良いのではないのでしょうか。

和田会長

それでは、現実に即した方法を私と事務局とで協議を行いたいと思いますが如何でしょうか。

飯塚委員

私も、和田会長の御提案に賛成いたします。

和田会長

プレゼンテーションの実施の件以外で、何か、御意見はありますか。

治田委員

今回の事業は、大変、申請の金額が高いものとなっています。このような場合には、不必要な内容まで水増しして申請が行われる場合もありますので、この点のチェックをどのように考えているのかご説明いただきたいと思います。また、先ほどの山崎委員から御提案があった件ですが、モデル事業に対して何か意見がある場合に、その自治体が窓口となるものと思いますが、委員会としての意見が十分に伝わるのが重要だと思います。

和田会長

今の一点目の意見については、事務局の考えを説明して下さい。

事務局

申請額についての精査については、都の積算を準用したりして、過大な要求とならないようにチェックするつもりでおります。

高宮委員

プレゼンテーションについて確認したいと思いますが、私も何人かの委員が御発言されていたように、今回のモデル事業は、委員会としても良いモデル事業や継続して欲しい事業などには、積極的に意見を述べるべきではないかと思います。

和田会長

配点や着眼点等についても御意見がありましたらお願いいたします。

治田委員

この項目自体は、妥当なものと考えます。委員会の審議で意見を聴いて、場合によっては点数を変えることもあるかと思いますが、提案されている方法については、基本的には賛成いたします。

荒木委員

私は、今回の項目に先進的な内容を評価する項目があります。つまり、他のモデルとして優れている事業内容かを判断するものと理解します。今までの議論でも、継続性等の重要性についても意見が多かったことから、このような項目については、傾斜配点も、一つの考え方ではないでしょうか。

和田会長

今の御意見は、委員に付与される加点項目で、十分に配慮すべきではないかというものですか。

荒木委員

加点項目ではなく、評価項目を一律の点数とするのではなく、モデル事業の主旨を反映して、差を設けることも検討しては如何でしょうかという意味です。

和田会長

今の意見に御意見はありませんか。

治田委員

確かに、新規性や先進性等は重要な要素ではありますが、採点においては難しいのではないかと思います。特定の項目を厚く配点したとしても、事業の評価の点からいうとあまり影響はないのではないかと思います。もし、評価したい項目があるならば、加点項目で点数を付ければ良いのではないかと考えます。できるだけシンプルな方が良いのではないかと思います。

荒木委員

新規性や先進性が十分に評価されることが重要だと考えましたので、その点が配慮されるのであれば、方法にこだわりはありません。

治田委員

おっしゃるとおりだと思います。その点では、申請書類で十分にその点が分かるようにしていただきたいと思います。その他の項目にも重要な事項はありますので、中々、難しい要求であるとは思いますが、御検討を頂きたいと思います。

和田会長

申請者にとって、ピアールすることができるようにしていただきたいことと、審査する側も積極的に評価すべき事項は、評価していただきたいと思います。他に意見はありますか。

恒益委員

これから応募要領が作成されるものと思いますが、申請者にも、どの様な視点で評価されるかを事前に分かるようにしていただきたいと思います。

和田会長

この採点基準等の扱いはどのようになりますか。

事務局

事前に公表いたしますので、申請者が着眼点等の内容を確認した上で、申請書を作成できるようにいたします。

和田会長

他に意見等はございませんか。

和田会長

意見は出尽くしたと思われまますので、先程、色々と意見が出ましたプレゼンテーション

については、私と事務局で調整を行いたいと思いますが、今回、事務局から提案のありました選定の考え方と配点・採点基準について承認したいと思います。如何でしょうか。

各委員

異議なし

和田会長

ありがとうございます。

これで、審議事項は終了とします。

最後に、事務局から何か説明はありますか。

事務局

ありがとうございます。本日、御審議いただきました基本方針及び事業計画は内閣府の方に提出することになります。以上です。

和田会長

それでは、これで終了いたします。